



項 目	内 容	備 考
(2) 対象利回りの金利参照期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TONA複利の金利参照期間は、各限月の第三水曜日から3か月後の第三水曜日の前日である火曜日までとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利参照期間の開始日及び終了日が銀行休業日である場合においても、開始日及び終了日の繰り上げ・繰り下げは行いません。</li> <li>・ 金利参照期間の開始日が属する月を限月の表記に用います。</li> <li>・ 詳細はく別紙1_限月の表示ルール及びスケジュールの設例&gt;をご参照ください。</li> </ul>
<p>2. 立会方法</p> <p>(1) 立会の区分及び取引時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立会は、午前立会、午後立会及び夜間立会に分かれ、各立会の取引時間は次のとおりとします。</li> <li>① 午前立会 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ オープニング・オークション：午前8時45分</li> <li>➤ レギュラー・セッション：午前8時45分から午前11時</li> <li>➤ クロージング・オークション：午前11時2分</li> </ul> </li> <li>② 午後立会 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ オープニング・オークション：午後0時30分</li> <li>➤ レギュラー・セッション：午後0時30分から午後3時</li> <li>➤ クロージング・オークション：午後3時2分</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券先物取引と同様です。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 立会方法</p> <p>3. 限月取引及びその数</p> <p>4. 取引単位及び呼値等</p> <p>(1) 取引単位</p>	<p>③ 夜間立会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ オープニング・オークション：午後3時30分</li> <li>➤ レギュラー・セッション：午後3時30分から翌日の午前5時55分</li> <li>➤ クロージング・オークション：翌日の午前6時</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買システムによる個別競争取引とします。</li> <li>・ TONA 3か月金利先物取引は、3月、6月、9月及び12月の限月取引の20限月取引制とし、各限月取引の期間は5年とします。</li> <li>・ 取引最終日は各限月の3か月後の第三水曜日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とします。</li> <li>・ 直近の限月取引の取引最終日の翌営業日の日中立会から新たな限月取引を開始します。</li> <li>・ IMM指数の数値に250,000円を乗じて得た額を1単位（元本金額1億円相当）とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買システムは、J-GATE3.0を利用します。</li> <li>・ 限月の表示ルールについては、&lt;別紙1_限月の表示ルール及びスケジュールの設例&gt;をご参照ください。</li> <li>・ IMM指数（年利換算値）の算出には金利参照期間の実日数分の複利計算を行います。各限月の期間は一律0.25年とします。（1億円×0.25年＝25,000,000円をIMM指数100ポイントとします。）</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(2) 呼値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼値は、成行及び指値とし、当社が定める有効期間条件・執行数量条件を付して行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効期間条件・執行数量条件については、国債証券先物取引と同様とします。</li> </ul>
(3) 呼値の単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼値の単位は、0.0025 ポイントとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最小変動価値は625 円(= 1 億円×0.0025%×0.25 年) となります。</li> </ul>
(4) 呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼値の制限値幅を超える値段に呼値を行うことはできないものとします。</li> <li>・ 呼値の制限値幅は、基準値段(原則、前取引日の清算数値)を中心に0.25 ポイント(以下「制限値幅」といいます。)を加減して得た値段の範囲内とします。</li> <li>・ サーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大における、第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、それぞれ0.5 ポイント、0.75 ポイントとします。</li> </ul>	
5 取引の停止及び一時中断		
(1) 取引の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、次に掲げる場合には、取引を停止することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 当社が取引の状況に異常があると認める場合</li> <li>b 当社取引管理上、取引を継続して行わせることが適当でないと認めた場合</li> <li>c 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当社が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券先物取引と同様です。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(2)取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限の値段又は下限の値段で取引等が行われた場合、全限月取引の取引を 10 分間以上中断（サーキット・ブレーカー）します。</li> <li>・ サーキット・ブレーカーを発動する場合には、全限月取引に係る呼値の制限値幅の上限（下限）を拡大します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券先物取引と同様です。</li> </ul>
(3) 即時約定可能値幅 (Dynamic Circuit Breaker)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各限月取引に係る立会において、即時約定可能値幅（以下「DCB」といいます。）を以下のとおり適用します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a DCB の基準となる値段から当社が定める値幅（以下「DCB 値幅」といいます。）を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該 DCB 値幅の範囲内におけるすべて注文の取引を成立させた後、一定時間、取引を一時中断します。</li> <li>b 前 a による取引の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段から DCB 値幅の範囲外である場合には、取引を再開せず、対当値段に最も近接する当該 DCB 値幅の値段に DCB の基準となる値段を更新し、再び一定時間、取引を一時中断します。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券先物取引と同様です。</li> <li>・ DCB の基準となる値段は、直近の最良売呼値と最良買呼値の仲値(直近の約定数値を含む。)を採用します。</li> <li>・ DCB 値幅は、0.025 ポイントとし、取引の一時中断時間は、原則として、30 秒間とします。</li> <li>・ ただし、寄り付きの DCB 値幅は 0.075 ポイント、引けの DCB 値幅は 0.05 ポイントとします。</li> </ul>
6. 取引規制の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券先物取引と同様です。</li> </ul>
7. ストラテジー取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引参加者は、当社が定めるところにより TONA 3 か月金利先物取引につい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近 6 限月のうち 2 限月の組み合</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
8. J-NE T取引	<p>てストラテジー取引を行うことができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストラテジー取引に係る呼値の単位は、0.0001 ポイントとします。</li> <li>・ 取引参加者は、当社が定めるところにより、TONA3か月金利先物取引についてJ-NE T取引を行うことができるものとします。</li> <li>・ J-NE T取引に係る呼値の単位は、0.0001 ポイントとします。</li> <li>・ J-NE T取引における値幅は、直前の立会における売呼値及び買呼値に係る仲値並びに直前の約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。）から、立会における呼値の制限値幅の基準値段に 1000 分の5 を乗じて算出した数値を加減した値幅とします。</li> </ul>	<p>わせによるカレンダーズプレッド取引を可能とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他取引の仕組みについては、国債証券先物取引と同様とします。</li> <li>・ その他取引の仕組みについては、国債証券先物取引と同様とします。</li> </ul>
9. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、TONA3か月金利先物取引についてギブアップを可能とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券先物取引と同様です。</li> </ul>
10. 建玉制限・大口建玉の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TONA3か月金利先物取引については建玉制限・大口建玉の報告の対象外とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の現金決済型先物取引における取扱いと同様です。</li> </ul>
11. 取引参加者制度 ・ 取引資格の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先物取引等取引資格及び国債先物等取引資格を有する取引参加者は、当社市場においてTONA3か月金利先物取引を直接取引することができることとします。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
<p>Ⅲ. 清算・決済の仕組みについて</p> <p>1. 清算機関</p> <p>2. 清算参加者資格</p> <p>3. 清算・決済</p> <p>(1) 転売・買戻しの申告</p> <p>(2) 清算数値</p> <p>(3) 値洗い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TONA 3か月金利先物取引の清算は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が行います。</li> <li>・ TONA 3か月金利先物取引の清算に係る清算参加者資格については、クリアリング機構が定めるものとします。</li> <li>・ 各限月取引について、転売又は買戻しに係る取引が成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの合計数量を含むクローズアウト数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、清算参加者はクリアリング機構の定める時限までにクリアリング機構に申告し、非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指定清算参加者に申告するものとします。ただし、非清算参加者は、クリアリング機構が定めるところにより、直接クリアリング機構に申告することができるものとします。</li> <li>・ クリアリング機構が定める数値とします。</li> <li>・ 次に掲げる差額の授受を、清算参加者はクリアリング機構との間で行い、非清</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリアリング機構においては、国債先物等清算資格により、TONA 3か月金利先物取引の清算が可能になる予定です。</li> <li>・ 国債証券先物取引と同様です。</li> <li>・ 国債証券先物取引と同様です。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(4) 証拠金	<p>算参加者は指定清算参加者との間で行います。</p> <p>a 当該取引日の新規取引分については、各約定数値と当日の清算数値の差額</p> <p>b 前aを除く未決済約定分については、前日の清算数値と当日の清算数値との差額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、クリアリング機構が定める取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、清算参加者はクリアリング機構に差入れ又は預託し、非清算参加者は指定清算参加者に差入れ又は預託するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債証券先物取引と同様です。</li> </ul>
(5) 最終決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>各限月取引について、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終清算数値を定める日の翌営業日に最終清算数値による決済を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の現金決済型先物取引における取扱いと同様です。</li> </ul>
(6) 最終清算数値	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終清算数値は、取引最終日の翌営業日に定めるものとし、当該限月取引の金利参照期間における各営業日のTONAの確報値を日次累積複利（各休業日については、その前営業日のTONAの確報値を複利計算せずに適用。）で計算した金利値に「365/当該金利参照期間の実日数」を乗じて算出する年利換算レート（<math>R</math>（百分率で表示した利率））を小数点以下第5位で四捨五入して得た数値を100から差し引いて算出する数値（ただし、当該算出する数値が負の値の場合には最小の呼値）とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は、＜別紙2_コンベンションルール及び最終清算数値の計算例＞をご参照ください。</li> <li>ただし、金利参照期間の開始日が休業日に当たる場合の計算式は以下のとおり。</li> </ul>



項 目	内 容	備 考
IV. その他 1. 取引手数料  2. マーケットメイカー制度  3. 祝日取引  4. 情報開示 (1) 相場情報  (2) 取引参加者別取引内容	$R = \left\{ \prod_{i=1}^M \left( 1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}$ <p> <math>M</math> : 当該限月取引の金利参照期間における営業日数  <math>i</math> : 当該限月取引の金利参照期間において、何番目の営業日であることを示す整数  <math>TONA_i</math> : <math>i</math>番目の営業日付のTONAの確報値  <math>D_i</math> : 当該限月取引の金利参照期間において、<math>TONA_i</math>が適用される期間の実日数  <math>a</math> : 当該限月取引の金利参照期間における実日数         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後決定します。</li> <li>• 流動性を補完するため、マーケットメイカー制度の対象とします。</li> <li>• 祝日取引の対象外とします。</li> <li>• TONA 3か月金利先物取引に係る四本値、取引高及び建玉残高等の相場情報を、他の先物取引と区分して公表します。</li> <li>• 取引参加者別取引高及び取引参加者別建玉残高の開示は行いません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>R = \left\{ \left( 1 + TONA_0 \times \frac{D_0}{365} \right) \prod_{i=1}^M \left( 1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}</math>  <math>TONA_0</math> : 金利参照期間の開始日の前営業日付のTONAの確報値  <math>D_0</math> : 金利参照期間の開始日から起算した連続休業日数</li> <li>• 具体的な制度内容は、今後公表します。</li> <li>• 他の先物取引と同様です。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(3) 投資部門別取引内容  V. 取引開始日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の先物取引と区分して、投資部門別に売・買別の取引高及び取引契約金額を開示するものとします。</li>   <li>• 2023年5月29日とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 具体的な開示の頻度・方法は、他の先物取引と同様です。</li> </ul>

以 上